

年金制度改革による老後生活への影響 ～老後生活費をどの程度準備しておくべきか～

総合研究部 丹下 博史



(要旨)

政府・与党が発表した次期年金制度改革に関する合意内容によると、給付水準の見直しによって所得代替率（注1）が引き下げられても、基準ケースが想定する経済環境では将来の実質年金額は増加することになる。その結果、高齢夫婦世帯の消費支出が物価上昇分だけ増加するという前提では、モデル年金はその支出のほとんどをカバーすることができる。

ただし、この前提は高齢者の生活水準が今後上昇しないということを意味する。仮に現役世代並みに高齢者も生活水準を向上させるとして試算すると、モデル年金に対して老後資金の不足額は、1950年生まれ世帯で月5.8万円、60年生まれ世帯で月8.2万円となる。

これらの老後生活資金の不足分を生涯通算すると、1950年生まれ世帯で2,800万円、60年生まれ世帯で3,800万円となり、それぞれ40年生まれ世帯と比較すると2～3倍近くに膨らむ。

はじめに

去る12月17日、政府・与党は次期年金制度改革の主要事項について合意内容（以下、与党合意とする）を発表した。その内容を見ると、厚生年金の保険料率上限を18.35%とする「保険料水準固定方式」を導入する一方で、将来の給付水準として少なくとも「所得代替率50%以上」を確保するという方針を打ち出している。その上で、将来の人口動向や経済状況が基準ケース（資料1参照）で推移した場合のモデル年金の所得代替率は50.1%と試算されている。しかし、一般の国民の目から見ると、所得代替率と言われても実感に乏しく非常に分かり難い。今回の改革を受けて、目標とする老後生活水準のためにどれぐらいの老後準備をすれば良いのだろうか。

（注1）所得代替率とは、現役世代の勤労者の平均手取り年収（月額換算）に対するモデル年金額の割合。現行制度のモデル年金の所得代替率は59.4%とされている。

公的年金はいくらもらえるのか？

与党合意について公表されているデータは、厚生労働省の改革案をベースに再試算された最終保険料率と最終所得代替率、および2025年時点の年金額など主要項目だけであり、2025年に至るまでの各世代の年金額や受給開始後の既裁定年金額の推移などは明らかにされていない。

そこで本稿では、与党合意の内容に比較的近い厚生労働省案の保険料率上限18%・国庫

資料1 年金改定率の計算方法と経済前提

【新規裁定者】
年金改定率 = 1人当たり賃金の伸び率(実績) - スライド調整率

【既裁定者】
年金改定率 = 物価上昇率(実績) - スライド調整率

スライド調整率 = 公的年金被保険者数の減少率 + 平均的な年金受給期間(平均余命)の伸び率を勘案した一定率

- 前年度の名目年金額を下回らない調整とする。
- 試算では公的年金被保険者減少率は年0.6%、平均受給期間の伸び率は年0.3%として計算されている

【経済前提（基準ケース）】

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年以降
物価上昇率	-0.4%	-0.3%	0.2%	0.7%	1.0%	1.0%
実質賃金上昇率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.1%
実質運用利回り 〔対賃金上昇率〕	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.1%

（出所）厚生労働省「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」

負担2分の1の基準ケースから、出生年別のモデル年金額および所得代替率の粗い推計を行った（注2）。この厚生労働省案の所得代替率は、与党合意の所得代替率50.1%を若干下回る49.5%とされていることから、以下で示すモデル年金額は、与党合意のものより1%程度小さく表示されていると考えられる（ $(50.1\% \div 49.5\%) \times 100 - 100 = 1.212\%$ ）。また、次期年金制度改革においては、「保険料水準固定方式」が導入されるが、これは資料1に示すように、法定された保険料率上限を超えないよう賃金・物価や人口動向等を踏まえて自動的に年金改定率の調整（スライド調整）を行う仕組みである。したがって、実際の年金額は景気や少子化の状況等によって大きく変動することに注意されたい（注3）。

まず、資料2は65歳時点の新規裁定のモデル年金額と受給開始後の年金額（既裁定年金額）を実質額ベースで試算したものである。

最初に新規裁定年金額（太字部分）をみると、所得代替率が引き下げられるにも関わらず、若年世代ほど実質年金額が増加することが分かる。これはスライド調整期間においても、実質賃

金上昇率が常にプラスで推移し、スライド調整率（公的年金被保険者の減少率0.6% + 平均余命伸び率0.3% = 0.9%）を上回るという前提が置かれているためである。また、厚生労働省案では2024年にスライド調整期間が終了し、現行の賃金スライドに戻る予定になっているため、その後の年金額はさらにペースを上げて増加してゆくことになる。

一方、受給開始後の年金額は年度を追うごとに減少してゆく。例えば、1945年生まれの場合、2010年24.2万円 2015年23.1万円 2020年22.1万円...となる。これは既裁定年金の改定率が「物価上昇率 - スライド調整率」で計算されるため、物価上昇分ほど年金額が伸びず、実質額では目減りしてしまうためである。ただし、スライド調整期間終了後は現行の物価スライドに戻るため、実質年金額は一定となる。そのため、結果として若年世代ほど受給開始後の実質年金額の減少幅は小さくなることになる。

このように実質額でみると、ややもすれば高年世代ほど改革の「痛み」を受けるように見えるが、所得代替率でみると様相が異なってくる。資料3は出生年ごとの所得代替率の推移を示したものである。確かに高年世代ほどスライド調整の効果によって年金受給開始後の所得代替率の低下が進むが、そもそも若年世代と比べると新規裁定時の所得代替率が高い。その点を考えると、やはり高年世代の方がより有利な給付を受けることができると言える。

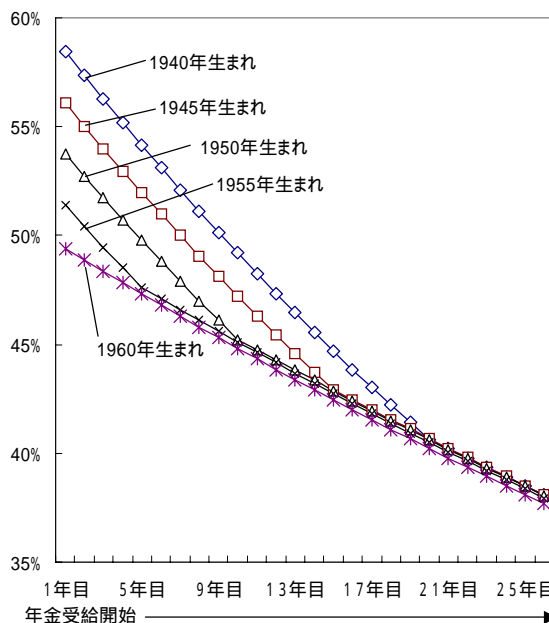
資料2 出生年別モデル年金額（実質額）の粗い推計

【保険料率上限18%・国庫負担2分の1（スライド調整期間2024年まで）】

年度	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
1940年生れ	23.9万円	22.9万円	21.9万円	20.9万円	20.2万円	20.2万円
1945年生れ		24.2万円	23.1万円	22.1万円	21.3万円	21.3万円
1950年生れ			24.4万円	23.3万円	22.5万円	22.5万円
1955年生れ				24.5万円	23.7万円	23.7万円
1960年生れ					24.8万円	24.8万円
1965年生れ						26.2万円

（注）太字は65歳時点の新規裁定年金額。数値は全て基準ケースが想定する物価上昇率を用いて現在価値に割り戻している。
（出所）厚生労働省「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」より推計。

資料3 出生年別モデル年金の所得代替率の推移



（注）現行制度では、既裁定年金の所得代替率が極端に低下しないよう給付額が賃金スライドを行った場合の年金水準の8割を下回る場合、賃金再評価を行うという措置が設けられている。この試算ではその措置は取られないとして計算している。

（出所）資料2に同じ。

(注2) 厚生労働省案の詳細については、厚生労働省「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(2003年11月17日)およびその付属資料(試算結果)に詳しい。

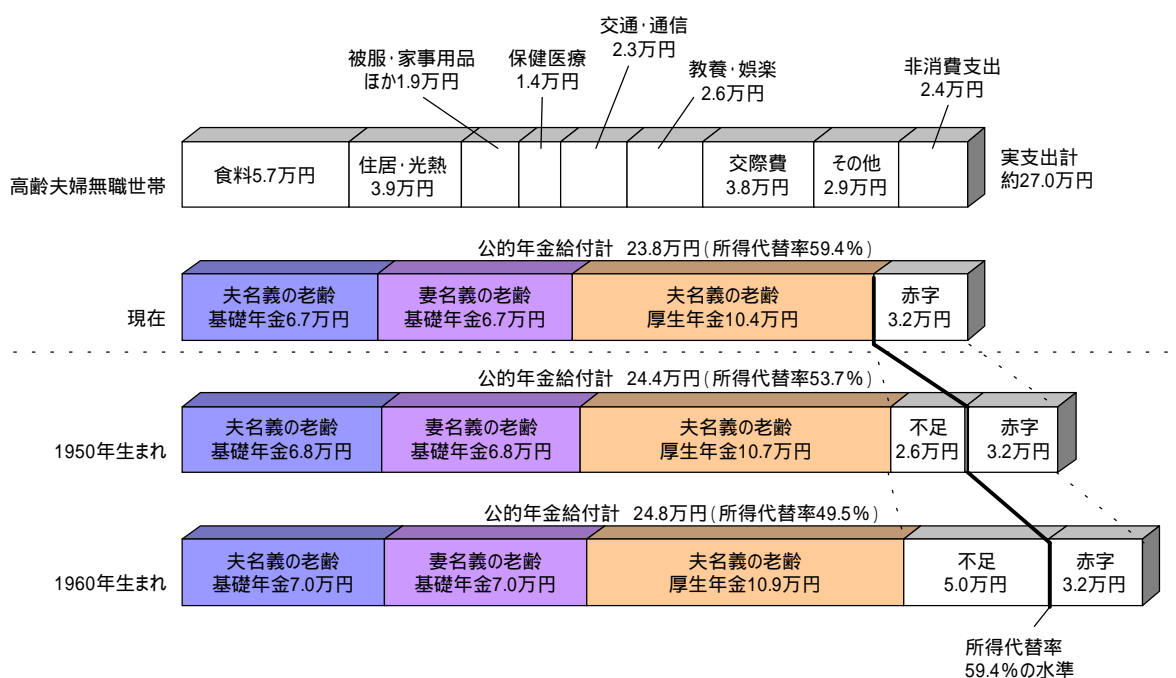
(注3) スライド調整期間は、与党合意では2022年度までとなっているのに対し、厚生労働省案では2024年度までとなっている。本稿の試算も厚生労働省案をベースにしていることから、スライド調整期間は2024年までとなっており、その点でも与党合意と若干異なっている。

老後生活費はどれくらいカバーされるのか？

では、資料2に示した年金額の場合、どの程度、老後生活費をカバーできるのでしょうか。

総務省「家計調査」(2002年)から高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計を見ると、実支出は27.0万円となっている(資料4)。内訳を見ると、消費支出が24.6万円、社会保険料・租税などの非消費支出が2.4万円となる。また、実支出のうち「教養娯楽」や「交際費」といった比較的嗜好性の高い消費を除くと、支出の合計は20.6万円となる。したがって、現在のモデル年金23.8万円の水準は、実支出27.0万円との比較では毎月3.2万円の赤字が発生するが、「教養娯楽」や「交際費」などを節約すれば、ほぼ支出の全額をカバーできる水準にあると言える。

資料4 高齢夫婦無職世帯の支出とモデル年金給付額(実質額：保険料率上限18%・基準ケース)



(注) 不足 万円とは、現在のモデル年金の所得代替率59.4%分に相当する収入に対する各世代のモデル年金の不足額。
(出所) 総務省「家計調査」等から作成。試算は第一生命経済研究所。

今後、消費支出が物価上昇率分だけしか増加しないという前提を置くのであれば、将来についても同様のことが言える。資料4の下段に示すとおり、例えば保険料率上限18%のケースで1960年生まれのモデル年金の実質額は、足元より1万円増えて24.8万円となるので、所得代替率が引き下げられても、消費支出全額(24.6万円)をカバーすることができる。

ただし、これは将来の高齢者の生活水準がより「豊か」になるということではない。現役世代は実質賃金の上昇を踏まえて生活水準が向上するので、高齢者の消費支出が物価上昇分だけしか増加しないという前提は、高齢者の生活水準が今後全く向上せず、現役世代との比較では相対的に生活水準が低下してゆくことを意味するからである。

そこで、仮に高齢者も現役世代並みに生活水準を向上させるとして、少なくとも現行制度のモデル年金の所得代替率（59.4%）分に相当する収入を確保するという前提を置くと、1950 年生まれの人の場合、2015 年時点で所得代替率 59.4%に相当する収入額は 27.0 万円となる。これに対して、モデル年金の実質年金額は 24.4 万円であるので、不足額は 2.6 万円となる（資料 4）。さらに現在の高齢夫婦無職世帯の収支状況を見ると、所得代替率 59.4%に相当する年金以外に貯蓄等の取崩で赤字 3.2 万円を賄っていることから、単純にこれをプラスすると不足額の合計は 5.8 万円となる。同様に 60 年生まれの人の場合を計算すると、所得代替率 59.4%相当の収入に対する不足分が 5.0 万円となり、赤字分まで含めると 1 月当たり 8.2 万円が不足する。現役世代並みに生活水準を向上させるのであれば、この不足分については貯蓄や個人年金等による自助努力で対応する必要がある。

1950～60 年生まれの老後資金不足額は 2,800～3,800 万円

こうした老後資金の不足分を生涯通算したのが資料 5 である。

資料 5 老後の必要生活資金額

(単位:万円)

	受給年金額 合計 (実質額)	現役世代並みに 生活水準を向上 させる場合に必要 な資金額(不足額)	生活水準をこれ 以上向上させな い場合に必要 な資金額(不足額)
1940年生まれ (参考:65歳以降計)	6,936 (5,508)	1,488 (1,296)	- -
1950年生まれ (参考:65歳以降計)	6,580 (5,775)	2,811 (1,810)	1,844 (1,029)
1960年生まれ (参考:65歳以降計)	6,420 (6,289)	3,876 (2,027)	2,004 (515)

(注) 上段は 60 歳以降、下段は 65 歳以降の合計。

(出所) 資料 2 に同じ。

現在の高齢世帯の暮らしぶり（夫婦の必要生活費として所得代替率 59.4% + 3.2 万円、単身はその 6 割）で平均余命まで生活した場合の 60 歳以降の老後資金不足額は、公的年金でカバーされる部分を除くと、1940 年生まれの世帯（2000 年時点で夫婦ともに 60 歳）で 1,488 万円となるのに対し、50 年生まれでは 2,811 万円、60 年生まれでは 3,876 万円となる（注 4）。1940 年生まれの世帯と比較すると、不足額は 50 年生まれの世帯で 2 倍、60 年生まれの世帯で 3 倍近くに膨らむ。ただし、これは前々回および前回の公的年金改革で決定された年金受給開始年齢の引き上げによる影響が含まれるので、参考までに 65 歳以降の老後資金不足額に限って比較すると、1940 年生まれの世帯が 1,296 万円であるのに対し、50 年生まれでは 1,810 万円、60 年生まれでは 2,027 万円となる。先の比較よりも世代間格差は緩和されるが、それでも不足額は 1.5 倍程度まで膨らむことになる。

このように公表されたデータから試算すると、基準ケースで今後生活水準が向上しないという前提では、モデル年金で十分な年金額が確保されるが、現役世代並みに生活水準の向上を望むのであれば、自助努力の必要性が大幅に高まることが分かる。しかし、自助努力が求められる国民には肝心の年金給付がどの程度もらえるのかという具体的な情報はほとんど届けられていない。特に今回の改革案が施行されれば、経済状況や人口動向等によって将来の年金額は自動的に大きく変動するため、ますます自らの年金額を予測することが困難になる。少子高齢化が急速に進む中で、公的年金制度の守備範囲を縮小せざるを得ないことは理解できるが、国民に「痛み」を強いる改革を行うのであれば、国の責任として、家族形態や所得状況など個々のケースに応じた年金額を試算し、広く国民に情報提供してゆく必要があるのではないだろうか。

(注 4) それぞれの寿命は夫 82 歳、妻 87 歳（夫婦の出生年は同じ）とし、夫死亡後の妻は夫の遺族年金（厚生年金の 3/4）を受け取るとした。また、夫死亡後の妻の支出（生活費）は、現在の高齢単身無職世帯の実績から、高齢夫婦無職世帯の支出の 6 割として試算した。